

私学共済関係の手続の電子化に係る検討について

【背景】

令和4年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくことを目的として、国の規制・制度を横断的に見直す観点で、各省庁において手続のオンライン化に取り組むこととされた。

○規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）抜粋

Ⅱ実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

(8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し

・行政手続のオンライン化の推進

事項名	規制改革の内容	実施時期
行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進	各府省は、現時点でオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行うことが困難としている手続及びオンライン利用率引き上げの基本計画が策定されていない手続について、取組を行う。(略)	可能なものから順次措置

【私学共済における現状】

私学共済関係の手続についても、上記閣議決定等を受けて、オンライン化を図ることが求められている。

これに先立つ形で、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）において、令和3年度に情報システム整備の実行計画となる「IT中期計画」を策定し、令和7年度の開始を目途に標準報酬月額届出等のオンラインシステム構築の検討を進めているところ。

令和4年度においては、取組の一環として、事業団において、私立学校側のニーズ及び実情把握を目的として学校関係者へのヒアリング等を実施。

令和5年度においても、引き続き、関係機関との調整を実施し、今後、要件定義及びそれに基づく調達を実施予定。

【今後の主なスケジュール（予定）】

- ・令和5年度～ 関係機関との調整、要件定義、調達
- ・令和6年度～ システム設計、環境構築、アプリ開発
- ・令和7年度～ アプリ開発、総合テスト、本格運用開始